

◎新潟県告示第778号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第17条第1項の規定により、知事指定薬物が次のとおり指定の効力を失ったので、同条第2項の規定により告示する。

令和元年12月27日

新潟県知事 花 角 英 世

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) メチル＝2－〔1－（5－フルオロペンチル）－1H－インドール－3－カルボキサミド〕－3－フェニルプロパノアート（通称名：MPHP－2201、MPHP－2201）及びその塩類
- (2) 2－（ブチルアミノ）－1－（4－クロロフェニル）プロパン－1－オン（通称名：4-Chloro-N-butylcathinone）及びその塩類
- (3) （3－〔1－（エチルアミノ）シクロヘキシル〕フェノール（通称名：3-HO-PCE）及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第2条第1項第6号に規定する薬物に該当するに至ったため。

3 失効年月日

令和元年12月27日

4 罰則の適用

条例第26条から第30条までの規定は、当該知事指定薬物の指定の失効前にした行為についても、これを適用する。